

宇都宮市都市活動支援機能誘導施設立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する都市活動支援機能誘導施設立地促進補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、宇都宮市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第2号）第81条第1項の規定により市が作成するものをいう。（以下「適正化計画」という。））に定める都市活動（移動）支援機能誘導区域（以下「都市活動誘導区域」という。）において対象施設を整備する事業者に対し、その整備に要する費用の一部を補助することにより、住む人を中心に学ぶ、働くなど様々な都市活動や移動時における利便性向上を図り、本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の核となる拠点形成を推進し、居住誘導の一層の推進など、便利で暮らしやすく将来にわたり持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域拠点区域 適正化計画に定めた地域拠点区域をいう。
- (2) 浸水ハザードエリア 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により指定されている洪水浸水想定区域、同第14条の2第1項の規定により指定されている雨水出水浸水想定区域、適正化計画において水災害の対象として定める浸水リスク想定区域及び河川への排水困難による内水氾濫の区域（内水浸水想定区域）をいう。

(補助の対象等)

第4条 補助金の対象施設及び対象区域は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることのできる者は、次のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 都市活動誘導区域において、対象施設を新築若しくは増築、改築、大規模改修（主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上の過半（1/2超）にわたる修

繕又は模様替え), 取得し自ら当該施設を運営して事業を行うこと。又は, テナント入居により改修, 貸借し, 自ら当該施設を運営して事業を行うこと

(2) 補助金の交付の決定日から10年以上, 対象施設を運営して事業を行うこと

(3) 以下に該当する施設であること

ア 対象施設の新築又は増築, 改築にあっては, 照明設備のLED化を行うとともに, 原則として省エネ基準(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準)に適合すること

イ 対象施設の大規模改修又は取得, 改修, 貸借にあっては, 照明設備のLED化改修を行うこと

ウ 別表の1の施設にあっては, 公共交通利用者にイートインスペースやトイレを開放するなど, 公共交通の待合環境の充実に向けた取組に協力すること

(4) 浸水ハザードエリア内に立地する場合は以下であること

ア 地域拠点区域内に定める都市活動誘導区域にあっては想定浸水深3m以上の区域でないこと

イ 想定浸水深50cm以上にあっては垂直避難が可能な建物構造等であること

ウ 想定浸水深に応じた浸水対策(止水板・防水扉の設置など)が講じられていること

エ 地下階に設ける施設でないこと

(5) 市税を滞納していないこと

(補助金の額)

第6条 補助金の額は, 別表に掲げる対象施設について, 次に掲げるとおりとする。

(1) 対象施設の新築又は増築, 改築, 大規模改修, 取得にあっては, 工事請負額及び対象施設の取得に係る売買契約額の合計額又は, 建築着工統計調査による用途別・構造別の建築単価(m^2 単価)に對象施設の床面積を乗じた額のいずれか少ない額に10分の1を乗じた金額とし, 1,000円未満の端数があるときは, 当該端数を切り捨てるものとする。ただし, 端数切り捨て後の金額が50,000,000円を超える場合は, 50,000,000円を限度とする。

(2) 対象施設の改修にあっては, 入居時に要する施設改修費(内装, 外装, 建築設備(電気, 空調, 給排水等))に10分の1を乗じた金額とし, 1,000円未満の端数があるときは, 当該端数を切り捨てるものとする。ただし, 端数切り捨て後の金額が16,500,000円を超える場合は, 16,500,000円を限度とする。

(3) 対象施設の賃借にあっては, 施設賃借料(共益費, 管理費その他これらに類する経

費を除く。)に10分の1を乗じた金額とし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、端数切り捨て後の金額が年間2,500,000円を超える場合は、2,500,000円を限度とし、施設の開業日の属する月の翌月から起算して3年間(36か月)を限度とする。

(事前協議書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象施設の工事着手日、取得日又は賃貸借契約締結日の1か月前までに、事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事前協議書受理通知書により申請者に通知するものとする。

(交付申請及び実績報告)

第8条 申請者は、工事完了等の日から起算して1か月を経過した日又は工事完了等の日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請兼実績報告書(以下「申請兼実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、これらの期限に提出できない特別な理由がある場合は、この限りではない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人登記簿謄本(個人の場合は営業証明書)
- (3) 位置図(敷地や周辺の状況を表示した図面)
- (4) 配置図(敷地内の建築物の位置を表示した図面)
- (5) 立面図及び各階平面図
- (6) 土地及び建物の登記簿謄本
- (7) 工事請負契約書、売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (8) 工事等に要した費用の支払領收証書等の写し
- (9) 工事内容等を明らかにする写真等
- (10) その他参考となる事項を記載した図書

(交付の決定及び交付額の確定)

第9条 市長は、申請兼実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定をしなければならない。

2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、交付決定兼交付額の確定通知書(以下「確

定通知書」という。)により、申請者に対し補助金の交付の決定及び交付額の確定について通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 確定通知書の送付を受けた申請者は、速やかに市長に補助金交付請求書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消すものとする。

- (1) 規則その他関係法令に反したとき
- (2) 第5条第1項第2号に規定する条件を満たさなくなったとき
- (3) 申請兼実績報告書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき

2 市長は、前項の規定による取消を行った場合は、交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

2 補助金の交付の決定を取り消した場合の補助金の返還額は、交付決定を受けた日から、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した日までの期間の年数に応じて、補助金の交付決定をした額を10で除して得た金額に、事業期間が10年に満たない期間の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。)を乗じた金額とする。

(財産処分の制限等)

第13条 補助金の交付を受けた者が第5条第1項第2号に規定する条件の期間内に、補助の対象となった施設について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は、貸し付けようとするときは、財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適當と認めるときは、当該申請に係る財産処分を承認し、補助金の交付を受けた者に対して財産処分承認書を送付するものとする。

3 市長は、前項の承認をした場合において、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。この場合における補助金の返還額の算出については、前条第2項の規定を準用する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（令和6年10月1日告示第332-3号）

令和6年10月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対象施設	対象区域
1 コンビニエンスストア	都市活動誘導区域のうち、同種施設が立地していない区域
2 都市活動支援施設	

備考

1 コンビニエンスストア 公共交通の移動の合間に飲食料品の買い物や待合ができる施設であって、営業時間が14時間以上で、店舗の延べ床面積が200平方メートル程度以下の施設。

2 都市活動支援施設 会費制の営業形態ではなく不特定多数の利用が可能で、仕事や勉強、交流の場としての空間を提供する施設（飲食店等の施設との併設または併用も認める）であって、店舗の延べ床面積が50平方メートル以上かつ200平方メートル程度以下の施設。また、無料で使用可能な電源や無線によるインターネット接続などの利用環境が整っている施設。